

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

- 主な根拠法令等
- ・軽費基準：軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）
 - ・解釈通知：軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年老発第0530002号）
 - ・市条例：奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成30年奈良市条例第21号）
 - ・市要項：奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する要項

- I 基本方針
- II 設備及び運営基準
- III 軽費老人ホームA型基準

※I、II について、軽費老人ホームA型で準用されている基準は、項目に「(A型含む)」と記載。

※III については、軽費老人ホームA型のみ

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I-1（＊） 基本方針	軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものであるか。		☐	☐	軽費基準第2条第1項	
	軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めているか。		☐	☐	軽費基準第2条第2項	
	軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	軽費基準第2条第3項	
	軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。		☐	☐	軽費基準第2条第4項	
I-2 暴力団の排除 (A型含む)	軽費老人ホームの運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしているか。		☐	☐	市条例第4条	
II-1 設備構造の一般原則 (A型含む)	軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであるか。		☐	☐	軽費基準第3条第1項	
	軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めているか。		☐	☐	軽費基準第3条第2項	
II-2 設備の専用 (A型含む)	軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものであるか。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。		☐	☐	軽費基準第4条	

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-3* 職員の資格要件 (A型含む)	施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。				軽費基準第5条第1項	・従業員の資格証
	●【社会福祉法第19条】社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢20年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。 ・学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ・都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ・社会福祉士 ・厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ・前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（精神保健福祉士、大学において厚労大臣が指定する科目を修め、大学院への入学が認められた者【社会福祉法施行規則第1条の2】）		□	□		
	生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。		□	□	軽費基準第5条第2項	
	【奈良市特別養護老人ホームの運営の基準に関する要項第2の3準用】生活相談員の資格要件（介護福祉士、介護支援専門員又は福祉・医療・保健いずれかの分野において2年以上介護又は相談業務に従事した者のうち、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有する者）					
Ⅱ-4 職員の専従 (A型含む)	軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者であるか。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。		□	□	軽費基準第6条	

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-5* 運営規程 (A型含む)	軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 - 施設の目的及び運営の方針 - 職員の職種、数及び職務の内容 - 入所定員 - 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 - 施設の利用に当たっての留意事項 - 非常災害対策 - 虐待の防止のための措置に関する事項 - その他施設の運営に関する重要事項 ●【解釈通知第1-6(1)】従業者の員数については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載して差し支えない。（重要事項説明書に記載する場合も同様） ●【解釈通知第1-6(5)】虐待の防止のための措置については、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待等が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 ●【解釈通知第1-6(6)】「その他施設の運営に関する重要事項」としては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。		□	□	軽費基準第7条	- 運営規程 - 重要事項説明書
Ⅱ-6* 非常災害対策 (A型含む)	軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しているか。 ●【解釈通知第1-7(3)1】消防法上、防火管理者を置かなくてもよい施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。 ●【市条例第6条第2項】非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めているか。		□	□	軽費基準第8条第1項	- 非常災害時対応マニュアル（対応計画） - 運営規程 - 避難訓練の記録 - 通報、連絡体制 - 消防署への届出 - 消防用設備点検の記録
	軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。		□	□	軽費基準第8条第2項	
	軽費老人ホームは、非常災害に対する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 ●【市条例第6条第1項、市要項第1-6】非常災害に対する必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。		□	□	軽費基準第8条第3項	
	収容人数が10人以上で、避難が困難な要介護者を主として入居させる軽費老人ホームにおいては、防火管理者の選任及び消防計画を所轄の消防署に届け出た上で、当該消防計画に基づく消火及び避難訓練等並びに消防の用に供する設備等の点検を実施し、それらについて法令で定めるところにより消防署に定期的に届出等を行っているか。		□	□	消防法第8条	

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-7（＊） 記録の整備 (A型含む)	軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しているか。		☐	☐	軽費基準第9条第1項	
	軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。 ・入所者に提供するサービスに関する計画 ・提供した具体的なサービスの内容等の記録 ・やむを得ず実施した身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情の内容等の記録 ・サービスの提供により発生したの事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	運営規程や重要事項説明書等で、保存年限の記載が市条例に定める保存年限（5年）より短くなっていないか。	☐	☐	軽費基準第9条第2項 市条例第7条	
Ⅱ-8＊ 設備の基準	軽費老人ホームの建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。		☐	☐	軽費基準第10条第1項	
	●【軽費基準第10条第2項】第1項の規定にかかわらず、奈良市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ・スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ・非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ・避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。		☐	☐		
	軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けているか。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。 ・居室 ・談話室、娯楽室又は集会室 ・食堂 ・浴室 ・洗面所 ・便所 ・調理室 ・面談室 ・洗濯室又は洗濯場 ・宿直室 ・前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備	指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	☐	☐	軽費基準第10条第3項	・平面図 ・目視

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	軽費老人ホームの設備は、次の基準を満たしているか。 ●居室 11の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 2地階に設けてはならないこと。 31の居室の床面積は、21.6平方メートル(4の設備を除いた有効面積は14.85平方メートル)以上とすること。ただし、1ただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とすること。 4洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。 5緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ●浴室は、老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。 ●調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。		☐	☐	軽費基準第10条第4項	
	軽費基準第10条第4項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により構成される区画における設備は、次の基準を満たしているか。 ●居室 11の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 2地階に設けてはならないこと。 31の居室の床面積は、15.63平方メートル(4の設備を除いた有効面積は13.2平方メートル)以上とすること。ただし、1ただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上とすること。 4洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。 5緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ●共同生活室 1同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 2必要な設備及び備品を備えること。		☐	☐	軽費基準第10条第5項	
	軽費老人ホームの設備は、次の基準を満たしているか。 ・施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。 ・居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。		☐	☐	軽費基準第10条第6項	

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-9* 職員配置の基準	軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の基準を満たしているか。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては調理員を置かないことができる。 ●施設長は、1 ●生活相談員は、入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上 ●介護職員は、次のとおり ・一般入所者の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上 ・一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上 ・一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えて得た数 ●栄養士は、1以上 ●事務員は、1以上 ●調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数 ※入所者の数は、前年度の平均値とする。	常勤換算数の算出方法は以下のとおり A 非常勤従業員の週平均の勤務時間の合計 (時間) B 常勤の従業員が1週間の間に勤務すべき時間数 (時間) C $A \div B =$ (人) 小数点第二位以下切り捨て 常勤換算数＝常勤の従業員の人数+C＝ (人) ○「一般入所者」＝入所者であって、軽費老人ホームと併せて指定を受けている指定特定施設入所者生活介護等の提供を受けていない者			軽費基準第11条第1項、第2項	- 勤務実績表 - タイムカード - 勤務体制一覧表 - 従業員の資格証
	●【解釈通知第3-1(3)ア、ウ】常勤換算方法の算定又は常勤の職員の配置にあたっては、当該事業所において定める(就業規則、雇用契約等)時間を基本とし、32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱い可能。 また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業員が育児・介護休業等取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。 ●【軽費基準第11条第6項】指定特定施設入居者生活介護等を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、生活相談員のうち一人を置かないことができる。 ●【軽費基準第11条第8項】介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。 ●【軽費基準第11条第11項】事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。		□	□		
	施設長は、専らその職務に従事する常勤の者であるか。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、(「同一敷地内にある」を削除。＜令和6年度改正事項＞)他の事業所、施設等の職務に従事することができる。		□	□	軽費基準第11条第4項	
	●【解釈通知第3-1(5)】施設における事故発生時等の緊急時において、施設長自身が速やかに当該施設に駆け付けられない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。＜令和6年度改正事項＞		□	□		
	生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者であるか。		□	□	軽費基準第11条第5項	
	介護職員のうち1人以上は、常勤の者であるか。		□	□	軽費基準第11条第7項	

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	軽費基準第11条第6項及び第8項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置いているか。		☐	☐	軽費基準第11条第9項	
	栄養士及び事務員のそれぞれのうち1人は、常勤の者であるか。		☐	☐	軽費基準第11条第10項	
	夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせているか。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。		☐	☐	軽費基準第11条第13項	
II-10* 入所申込者等に対する説明等 (A型含む)	軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しているか。 ●【市要項第2-1】【解釈通知第4-1(1)】重要事項説明書には、次の項目を定めておくこと。 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・利用料金 ・緊急時の対応 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制及び窓口(事業所、市町村、国民健康保険団体連合会) ・守秘義務 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) ●【老健基準第12条第3項】重要事項説明書の交付及び説明を、利用申込者又はその家族の申出など一定の要件の下で電磁的方法によることも可能。	職員の員数等、運営規程と記載内容が相違していないか。 記載内容とサービスの実態が乖離していないか。 入所者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月欄などの記載が漏れていないか。 サービスの提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。	☐	☐	軽費基準第12条第1項	・重要事項説明書 ・入所契約書(入所者又は家族の署名、捺印)
	軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しての契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。		☐	☐	軽費基準第12条第2項	
II-11 入退所 (A型含む)	軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めているか。		☐	☐	軽費基準第14条第1項	
	軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めているか。		☐	☐	軽費基準第14条第2項	
	軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	軽費基準第14条第3項	
II-12* サービスの提供の記録 (A型含む)	軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 ●【解釈通知第5-2】サービス提供記録に記載しなければならない内容 ・サービスの提供日 ・提供した具体的なサービスの内容 ・入所者の心身の状況 ・その他必要事項	サービス提供記録は保管されているか。 サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによる記録の場合でも、利用者からの申出に基づき情報を提供できるようにしているか。	☐	☐	軽費基準第15条	・サービス提供記録 ・業務日誌

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-13* 利用料の受領	軽費老人ホームは、次に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。 ・サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額に限る。) ・生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。) ・居住に要する費用(前号の光熱水費及び次号の費用を除く。) ・居室に係る光熱水費 ・入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 ・前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの ●【軽費基準第16条第3項】生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限額とする。	重要事項説明書等に当該サービスについての記載がされているか。	□	□	軽費基準第16条第2項	・請求書 ・領収書
Ⅱ-14* サービス提供の方針 (A型含む)	軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しているか。		□	□	軽費基準第17条第1項	・身体的拘束廃止に関する(適正化のための)指針 ・身体的拘束の適正化検討委員会名簿 ・身体的拘束の適正化検討委員会議事録 ・(身体拘束がある場合)入所者の記録、家族への確認書
	軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。		□	□	軽費基準第17条第2項	
	軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 ●【市条例第9条】やむを得ず身体的拘束等の実施を検討する場合にあつては、事前に身体的拘束適正化検討委員会において、次に掲げる事項について検討すること。 ・緊急やむを得ない場合に該当するかどうか ・身体的拘束等の内容、目的及び理由 ・拘束時間又は時間帯、拘束期間又は解除予定日 ・解除に向けた具体的取組		□	□	軽費基準第17条第3項	
	軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ●【解釈通知第5-4(2)】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。＜令和6年度改正事項＞ ●【市条例第9条】やむを得ず身体的拘束等を実施することとなった場合は、あらかじめ利用者及びその家族に委員会での検討結果の説明を行うこと。		□	□	軽費基準第17条第4項	

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ●【解釈通知第5-4(3)】身体的拘束等適正化検討委員会の構成メンバーは、施設長、事務長、介護職員、生活相談員など幅広い職種により構成するとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。担当者については、同一施設内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞ また、委員会に第三者や専門家を加えることが望ましい。なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ●【解釈通知第5-4(4)】身体的拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体的拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項 ・身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【解釈通知第5-4(5)】身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を行うことが重要である。		□	□	軽費基準第17条第5項	
II-15 食事 (A型含む)	軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。 ●【解釈通知第5-5(2)】調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。また、病弱者に対する献立については、必要に応じて協力医療機関等の医師の指導を受けること。		□	□	軽費基準第18条	
II-16* 生活相談等 (A型含む)	軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 軽費老人ホームは、要介護認定の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行っているか。 ●【解釈通知第5-6(2)】特に、金銭が発生するような手続等を代行する場合には、書面等により事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。併せてその経過を記録しておくこと。 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。		□	□	軽費基準第19条第1項 軽費基準第19条第2項 軽費基準第19条第3項 軽費基準第19条第4項	・サービス提供記録 ・業務日誌

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めているか。		☐	☐	軽費基準第19条第5項	
	軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めているか。		☐	☐	軽費基準第19条第6項	
Ⅱ-17 居宅サービス等の利用 (A型含む)	軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行っているか。		☐	☐	軽費基準第20条	
Ⅱ-18 健康の保持	軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。		☐	☐	軽費基準第21条第1項	
	軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めているか。		☐	☐	軽費基準第21条第2項	
Ⅱ-19 施設長の責務 (A型含む)	軽費老人ホームの施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。		☐	☐	軽費基準第22条第1項	
	軽費老人ホームの施設長は、職員に当該事業の運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。		☐	☐	軽費基準第22条第2項	
Ⅱ-20 生活相談員の責務	軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行っているか。 ・入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。 ・提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情の内容等の記録を行うこと。 ・サービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。		☐	☐	軽費基準第23条第1項	
	軽費基準第23条第1項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行っているか。		☐	☐	軽費基準第23条第2項	
Ⅱ-21* 勤務体制の確保等 (A型含む)	軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めているか。 ●【解釈通知第5-10(1)】軽費老人ホームごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、次に掲げる事項を明確にすること。 ・職員の日々の勤務時間 ・常勤、非常勤の別 ・生活相談員及び介護職員等の配置 ・施設長との兼務関係 ●【市要項第2-3(1)】勤務表を作成する上で、従業者が他の職種と兼務の場合は、職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。	記載項目が漏れていないか。	☐	☐	軽費基準第24条第1項	・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・研修計画、実施記録
	職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しているか。		☐	☐	軽費基準第24条第2項	

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ●【市条例第11条】歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、入所者の歯と口腔の健康づくりに努めること。 ●【解釈通知第5-10(3)】●【解釈通知第4-25(4)】認知症介護に係る基礎研修については、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることにより、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させる観点から実施するものであること。なお、施設が新たに採用した無資格の従業者については、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。	研修の受講記録は残しているか。 受講していない他の職員にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。 ○「全ての職員」＝ 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。	□	□	軽費基準第24条第3項	
	軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第5-10(4)】事業主が講ずべき措置の具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。）		□	□	軽費基準第24条第4項	
II-22 業務継続計画の策定等 (A型含む)	軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第5-11(2)】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。 ・感染症に係る業務継続計画 1平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 2初動対応 3感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 1平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 2緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 3他施設及び地域との連携		□	□	軽費基準第24条の2第1項	

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 ●【解釈通知第5-11(3)】業務継続計画に係る従業者に対する研修については、定期的な研修は年2回以上実施し、新規採用時にも別に研修を行うこと。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第5-11(4)】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を年2回以上定期的に実施するものとする。 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		□	□	軽費基準第24条の2第2項	
Ⅱ-23* 定員の遵守 (A型含む)	軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。		□	□	軽費基準第25条	・業務日誌
Ⅱ-24* 衛生管理等 (A型含む)	軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第5-12(1)】次の点に留意すること。 ・調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われなければならない。 ・なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならない。 ・水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講じること。 ・常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。 ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ・特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及び蔓延を防止するための措置について別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ・空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。		□	□	軽費基準第26条第1講	・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。 ・当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 ・前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 ●【解釈通知第5-12(2)ア】感染症対策委員会の構成メンバーは、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員など幅広い職種により構成するとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。担当者については、同一施設内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞ また、委員会には施設外の専門家を加えることが望ましい。なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱い事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ●【解釈通知第5-12(2)イ】【市要項第2-4】感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を参照されたい。 ・平常時の対策（施設内の衛生管理、ケアに係る感染対策等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等） ・感染症対策委員会の構成員及び開催頻度 ●【解釈通知第5-12(2)ウ】感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を行うことが重要である。 ●【解釈通知第5-12(2)エ】感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとし、年に2回以上定期的に実施するものとする。		□	□	軽費基準第26条第2項	
II-25 協力医療機関等 (A型含む)	軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 ●【解釈通知第5-14】協力医療機関及び協力歯科医療機関は、当該施設から近距離にあることが望ましい。		□	□	軽費基準第27条第1項	
	軽費老人ホームは、協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。＜令和6年度改正事項＞ ・入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ・当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。		□	□	軽費基準第27条第2項	

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、奈良市に届け出ているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	軽費基準第27条第3項	
	軽費老人ホームは、介護医療院は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第5-14(3)】第二種協定指定医療機関との取り決め内容としては、流行初期期間経過後において、介護医療院の入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の可否の判断、入院調整等を行うことが想定される。＜令和6年度改正事項＞	○「第二種協定指定医療機関」＝「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関」 ○「新興感染症」＝「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症」	☐	☐	軽費基準第27条第4項	
	軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第5-14(4)】協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望ましい。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	軽費基準第27条第5項	
	軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	軽費基準第27条第6項	
	軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。		☐	☐	軽費基準第27条第7項	
II-26（*） 揭示 (A型含む)	軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しているか。 ●【軽費基準第28条第2項】軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。	揭示している場所は、利用申込者が容易に確認できる場所であるか。	☐	☐	軽費基準第28条第1項	
	軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。（令和7年度から義務付け）＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第5-15(1)】ウェブサイトとは、法人のホームページ等のことをいう。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは適用しない。	☐	☐	軽費基準第28条第3項	
II-27* 秘密保持等 (A型含む)	軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。		☐	☐	軽費基準第29条第1講	・個人情報同意書 ・従業員の秘密保持誓約書
	軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等の記載や誓約書を徴するなどの措置を講じているか。	☐	☐	軽費基準第29条第2項	
II-28* 広告 (A型含む)	軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。		☐	☐	軽費基準第30条	・パンフレット ・チラシ

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-29* 苦情への対応 (A型含む)	軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。	苦情解決の体制を整備するにあたっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針(厚生労働省通知)」を参考とすること。	☐	☐	軽費基準第31条第1項	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	軽費老人ホームは、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	軽費基準第31条第2項	
	軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	軽費基準第31条第3項	
	軽費老人ホームは、都道府県からの求めがあった場合には、都道府県から受けた指導又は助言の改善の内容を都道府県に報告しているか。		☐	☐	軽費基準第31条第4項	
	軽費老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しているか。		☐	☐	軽費基準第31条第5項	
Ⅱ-30 地域との連携等 (A型含む)	軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。		☐	☐	軽費基準第32条第1項	
	軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。		☐	☐	軽費基準第32条第2項	

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-31＊ 事故発生の防止及び発生時の対応 (A型共通)	軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ・事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ・事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。 ・事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 ・事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ●【解釈通知第5-19(1)、「市要項第2-6」事故発生の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 ・介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ・介護事故の防止のための委員会の構成員及び開催頻度 ・介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した介護事故、ヒヤリ・ハット事例及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下、「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ・介護事故等発生時の対応に関する基本方針 ・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 ●【解釈通知第5-19(3)】事故発生防止検討委員会の構成メンバーは、施設長、事務長、介護職員、生活相談員など幅広い職種により構成するとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。また、委員会には施設外の専門家を加えることが望ましい。なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ●【解釈通知第5-19(4)】事故発生の防止のため従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を行うことが重要である。 ●【解釈通知第5-19(5)】事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、同一事業所内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、<u>日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</u><令和6年度改正事項>		□ □	軽費基準第33条第1項	・事故発生の防止のための指針 ・事故対応マニュアル ・市町村、家族等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録 ・事故発生防止のための委員会議事録 ・研修の記録	
	軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第5-18(5)】指定介護老人福祉施設は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	奈良市への報告等は、奈良市の「介護保険事業者事故報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告が漏れていないか。 事故報告は介護福祉課に提出すること。 介護事故には至らなかったが、介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）について記録しているか。	□ □	軽費基準第33条第2項		
	軽費老人ホームは、サービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。	□ □	軽費基準第33条第3項		
	軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		□ □	軽費基準第33条第4項		

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-32 虐待の防止 (A型共通)	軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ・当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 ・当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。 ・当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・虐待の発生又はその再発を措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報しているか。			軽費基準第33条の2	
	●【解釈通知第5-20①】虐待防止検討委員会の構成メンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。なお、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ●【解釈通知第5-20②】虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ・成年後見制度の利用支援に関する事項 ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ●【解釈通知第5-20③】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第5-20④】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、同一施設内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞		□	□		
Ⅲ-1（＊） 軽費老人ホームA型に係る基本方針	軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものであるか。 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めているか。 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。		□	□	軽費基準附則第3条第1項	
			□	□	軽費基準附則第3条第2項	
			□	□	軽費基準附則第3条第3項	
			□	□	軽費基準附則第3条第4項	

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-2 軽費老人ホームA型の規模	軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しているか。		☐	☐	軽費基準附則第4条	
Ⅲ-3* 軽費老人ホームA型の設備の基準	軽費老人ホームA型の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 ●【軽費基準附則第5条第2項】軽費基準附則第5条第1項の規定にかかわらず、奈良市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ・スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ・非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。 ・避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。		☐	☐	軽費基準附則第5条第1項	
	軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けているか。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。 ・居室 ・談話室、娯楽室又は集会室 ・静養室 ・食堂 ・浴室 ・洗面所 ・便所 ・医務室 ・調理室 ・職員室 ・面談室 ・洗濯室又は洗濯場 ・宿直室 ・前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備	指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	☐	☐	軽費基準附則第5条第3項	・平面図 ・目視
	軽費老人ホームA型の設備は、次の基準を満たしているか。 ●居室 11の居室の定員は、原則として一人とすること。 2階に設けてはならないこと。 3入所者1人当たりの床面積は、6.6平方メートル(収納設備を除く。)以上とすること。 ●浴室は、老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。 ●医務室は、医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 ●調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。		☐	☐	軽費基準附則第5条第4項	

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム)

(令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ-4* 軽費老人ホームA型の職員配置の基準	軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次の基準を満たしているか。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあっては栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては調理員を置かないことができる。 ●施設長は、1 ●生活相談員は、次のとおり ・生活相談員の数は、次のとおりとすること。 1入所者の数が170以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、1以上 2入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、2以上 ・生活相談員のうち1人を主任生活相談員とすること。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であって入所者の数が50以下のものにおいては、この限りでない。 ●介護職員は、次のとおり ・介護職員の数は、次のとおりとすること。 1入所者の数が80以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4以上 2入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4に入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 3入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数 ・介護職員のうち1人を主任介護職員とすること。 ●看護職員は、次のとおり ・入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、1以上 ・入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、2以上 ●栄養士は、1以上 ●事務員は、2以上 ●医師は、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 ●調理員その他の職員は、当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数 ※入所者の数は、前年度の平均値とする。	○「看護職員」＝看護師、准看護師	□	□	軽費基準附則第6条第1項、第3項	- 勤務実績表 - タイムカード - 勤務体制一覧表 - 従業員の資格証
	第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護等を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員は、次に定めるところによる。 ●生活相談員は、入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあっては、1以上 ●介護職員は、次のとおり ・介護職員の数は、次のとおりとすること。 1一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、1以上 2一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、2以上 3一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、3以上 4一般入所者の数が40を超えて80以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4以上 5一般入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4に一般入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 6一般入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数 ・一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型にあっては、介護職員のうち1人を主任介護職員とすること。 ●看護職員 ・一般入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあっては、1以上 ・一般入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあっては、2以上 ※入所者の数は、前年度の平均値とする。		□	□	軽費基準附則第6条第2項、第3項	

介護保険サービス等自主点検表(軽費老人ホーム) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	施設長は、専らその職務に従事する常勤の者であるか。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。		☐	☐	軽費基準附則第6条第5項	
	生活相談員(主任生活相談員が配置されているときは当該主任生活相談員)のうち1人以上は、常勤の者であるか。		☐	☐	軽費基準附則第6条第6項	
	主任介護職員は、常勤の者であるか。		☐	☐	軽費基準附則第6条第7項	
	看護職員のうち1人以上は、常勤の者であるか。		☐	☐	軽費基準附則第6条第8項	
	栄養士は、常勤の者であるか。		☐	☐	軽費基準附則第6条第9項	
	事務員のうち1人(入所定員が110人を超える軽費老人ホームA型にあっては、2人)は、常勤の者であるか。		☐	☐	軽費基準附則第6条第10項	
	夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせているか。				軽費基準附則第6条第11項	
Ⅲ-5* 軽費老人ホームA型の利用料の受領	軽費老人ホームA型は、次に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。 ・サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額に限る。) ・生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。) ・居室に係る光熱水費 ・入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 ・前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの ●【軽費基準附則第7条第3項】生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限額とする。		☐	☐	軽費基準附則第7条第2項	・請求書 ・領収書
Ⅲ-6* 軽費老人ホームA型における健康管理	軽費老人ホームA型は、入所者について、その入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行っているか。		☐	☐	軽費基準附則第8条	・健康診断の受診記録
Ⅲ-7 軽費老人ホームA型における生活相談員の責務	軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行っているか。 ・入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。 ・提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情の内容等の記録を行うこと。 ・サービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。		☐	☐	軽費基準附則第9条第1項	
	主任生活相談員は、軽費基準附則第9条第1項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行っているか。		☐	☐	軽費基準附則第9条第2項	
	軽費基準附則第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が、第1項及び第2項の業務を行っているか。		☐	☐	軽費基準第9条第3項	